

## 川崎市電子申請システムの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成18年川崎市幸区選挙管理委員会告示第18号。以下「規程」という。）に基づき、川崎市幸区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に係る手続等のうち電子申請システムを利用して行う申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第4号）及び規程で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「電子申請システム」とは、川崎市電子申請システムの利用に関する要綱（平成18年川総シ管第1408号。以下「市電子申請システム利用要綱」という。）第2条第1号に規定する電子申請システムをいう。

(電子申請システムを利用して行うことができる申請等)

第3条 電子申請システムを利用して行うことができる申請等は別表第1に掲げるものとする。

(委員会の指定する電子計算機)

第4条 規程第5条第1項及び同条第5項に規定する委員会の指定する電子計算機は、電子申請システムを構成する電子計算機とする。

(申請等を行った者を確認するための措置)

第5条 規程第5条第2項ただし書及び同条第3項に規定する委員会が別に定める方法は、申請等を行う者が電子申請システムにログイン

ン（電子申請システムに接続して使用を開始することをいう。）をする際に、市電子申請システム利用要綱第4条第1項各号に掲げるもののいずれかを送信する方法とする。

（添付書面等の取扱い）

第6条 規程第5条第5項に規定する添付書面等に記載すべき事項は、電子申請システムが提供する様式に入力し、電子申請システムを使用してこれを送信することができる。

（添付書面等の省略）

第7条 規程第5条第6項の規定により委員会が提出を省略させることができる添付書面等は、別表第2に掲げるものとする。

（その他必要な事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、電子申請システムを利用して行う申請等に関し必要な事項については、市長事務部局の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年1月22日から施行する。

（川崎市電子申請システムに係る利用要綱の廃止）

2 川崎市電子申請システムに係る利用要綱（平成18年7月24日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

別表第 1

申請等名	根拠条例等	本人確認事項	
		I D 及びパスワード	電子署名及び電子証明書
公文書開示請求	川崎市情報公開条例施行規程 (平成13年川崎市幸区選挙管理委員会告示第14号) 第3条 第1項	○	○
保有個人情報開示請求(本人の請求に限る)	川崎市個人情報保護条例施行規程(昭和60年川崎市幸区選挙管理委員会告示第19号) 第6条第1項第1号	—	○
保有個人情報訂正請求(本人の請求に限る)			
保有個人情報利用の停止請求(本人の請求に限る)			
保有個人情報消去請求(本人の請求に限る)			
保有個人情報提供の停止請求(本人の請求に限る)			

備考 本人確認事項欄に○印を掲げる申請等は、当該本人確認事項を使用して申請等を行うことができることを示す。ただし、本人確認事項欄のうち、登録番号及びパスワード欄については、個人に限る。

別表第2

申請等名	根拠条例等	書類等
保有個人情報開示請求	川崎市個人情報保護条例施	当該請求する者が本人で
保有個人情報訂正請求	行規程（昭和60年川崎市選	あることを確認するに足
保有個人情報利用の停止請求	挙管理委員会告示第6号）	りるもの
保有個人情報消去請求	第6条第1項第1号	
保有個人情報提供の停止請求		